

(参考①)

〇 畑作物産地形成促進事業

【令和6年度補正予算額 16,000百万円】

<対策のポイント>

主食用米の需要が減少する中で、主食用米から国産需要のある作物（麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし）へ作付転換を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、畑地化等に向けて、実需者との結びつきの下で、水田における**麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 〇 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 〇 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 16,000百万円

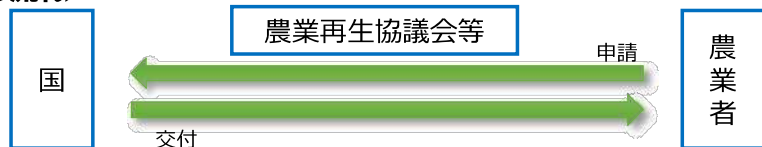
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和7年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和8年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、48百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



大豆300A技術
（不耕起播種栽培など）



土壌診断に基づく土づくり

畑作物の導入・定着に向けた取組



【例】排水対策（暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

水田農業を営む農業者の皆様へ

畑作物産地形成促進事業（予算額：160億円）のご案内

事業の概要

需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を行う農業者の皆様を支援します。

支援内容

➤ 対象者

水田^{※1}において対象作物を生産する**販売農家・集落営農**

※1 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田

➤ 対象作物・単価

作物毎に定める低コスト生産等（次ページ参照）の取組面積に応じて、以下の単価で支援します。

①**対象作物**：令和7年産の麦^{※2}、大豆^{※2}、高収益作物（野菜等）^{※3}、子実用とうもろこし

②**交付単価**：4万円/10a

③**加算措置**：令和8年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**

※2 麦、大豆については、**新市場開拓向け又は加工向けが対象**です。

※3 高収益作物については、**新市場開拓向け又は加工・業務用とし、水田活用の直接支払交付金の産地交付金で令和7年度に支援を予定している品目が対象**です。



主な要件・留意事項



- (1) お住まいの市町村やJAなどが事務局を務める**地域農業再生協議会が、産地と実需者が連携して新市場開拓や加工等に取り組むプランを策定し、農業者がそのプランに位置づけられていること。**
- (2) **農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷事業者等が実需者と販売契約を締結する又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること。**
- (3) 本事業で支援を受けた水田の面積については、**令和7年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）：3.5万円/10a）の対象面積から除きます。**
- (4) **本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。**

低コスト生産等の取組メニューについて（畑作物産地形成促進事業）

- ・低コスト生産等の取組を行う際には、以下に記載する取組基準等の詳細をご確認ください。
- ・品目毎に、**畑作物本化作促進メニュー（排水対策※1、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去）の中から必ず1つ含めて確実に実施する取組を3つ以上選択※2**してください。
 - ※1 大豆、高収益作物、子実用とうもろこしにおいて、畑作物本化作促進メニューの「排水対策」として「心土破碎」又は「額縁明渠」を選択することも可能ですが、その場合は、これを除いた取組を3つ以上実施してください。
 - ※2 実際に行った取組メニューが3つ以上となる必要がありますので、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際にはご注意ください。
- ・麦においては、3つ以上の取組メニューとは別に「赤カビ病の防除」を実施してください。
- ・都道府県農業再生協議会が品目毎に地域特認メニューを設定することも可能です。

▽ 麦

※ ⑧～⑪については、当年産の収穫後に行う場合も対象となります

取組メニュー	取組内容・取組基準
（必須）赤カビ病の防除	赤カビ病の防除の実施
①融雪促進	融雪促進剤の散布 〔・10a当たり90～120kgの融雪促進剤を散布すること〕
②新たに導入した品種に応じた施肥	新たに導入した品種に応じた施肥 〔・当年産麦で新たに品種転換をすること ・転換した品種に応じて、都道府県等の栽培指針等に沿った施肥を行うこと〕
③難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の難防除雑草の防除 〔・難防除雑草である、ナズナ、スズメノカタビラ、ノミノフスマ、スズメノテッポウ、カズノコグザ、カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ネズミムギ、カラスムギ、タデ類、シロザ、スギナ、コヌカグザ、ヨモギについて総合的防除といった薬剤以外の方法により防除すること（薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外）〕
④生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	生育予測システムの活用 〔・生育予測システムを使用し、開花期・収穫期予測を行うこと〕
⑤効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）の実施 〔・ピンポイント施肥※1、追肥重点施肥※2のいずれかに取り組むこと ※1：一斉追肥と比較し施肥量を削減すること ※2：基肥施用量を減らし、開花期（茎立期）の追肥を増やすことで肥効の向上に取り組むこと〕
⑥新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 〔・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること〕
⑦新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 〔・当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること〕
⑧土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 〔・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）〕

▽ 表

取組メニュー	取組内容・取組基準
⑨畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去 〔・ 交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること 〕
⑩均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑪排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠 〔・ 上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと 〕
⑫ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 〔・ 局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと 〕
⑬ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 〔・ バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと 〕

▽ 大豆

※ 品目毎に**3つ以上**選択してください

取組メニュー	取組内容・取組基準
①大豆300A技術	研究機関が開発した大豆300A技術及びそれに類する播種技術の実施 〔・300A技術やそれに類する畝立て播種や狭畦密植栽培の生産性の向上につながる播種技術に取り組むこと〕
②難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法による帰化アサガオ類やアレチウリ等の難防除雑草の防除 〔・難防除雑草である、帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイを総合的防除といった薬剤以外の方法により防除すること（薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外）〕
③土壌診断等を踏まえた土づくり	土壌診断等に基づく有機質資材や土壌改良資材の施用 〔・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付すること（化学肥料の併用も可能）〕
④新品種の導入	単収の高位安定化等に資する新品種の作付け 〔・平成20年度以降に育成された単収の高位安定化に資する品種を新たに作付すること〕
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施 〔・一斉追肥と比較し施肥量を削減すること〕
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑦摘心栽培	—
⑧畝間かん水	—
⑨化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 〔・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること〕
⑩化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 〔・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること〕
⑪排水対策	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕 〔・上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと〕
⑫新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 〔・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること〕
⑬新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 〔・当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること〕
⑭土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 〔・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）〕
⑮畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去 〔・交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること〕
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 〔・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと〕
⑰ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 〔・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと〕

▽ 高収益作物（野菜・果樹等）

※ 品目毎に**3つ以上**選択してください

取組メニュー	取組内容・取組基準
①生物農薬の導入	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の導入
②農薬によらない病虫害対策	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組 〔・ LEDトラップ、フェロモントラップ、防虫ネット、誘蛾灯、光反射シート、紫外線カットフィルム、粘着板の設置や、病虫害抵抗性品種の利用や病虫害の発生源となる雑草の防除、病斑部の除去等の耕種的防除のうち、いずれかに取り組むこと〕
③農薬によらない土壌消毒	土壌還元消毒や熱水土壌消毒等の実施 〔・ 土壌還元消毒、熱水土壌消毒、エタノール土壌還元消毒、湛水処理、クリーニングクロープの導入のうち、いずれかに取り組むこと〕
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや遮蔽物等の利用 〔・ ドリフト低減ノズルやドリフト低減型防除機の利用、ネットや被覆資材の利用、飛散しにくい剤型の農薬の選択等、『農薬飛散対策技術マニュアル(消費・安全局植物防疫課)』に記載の取組を行うこと (参考) 農薬飛散対策技術マニュアル http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/pdf/all.pdf 〕
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 〔・ 化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること〕
⑥化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 〔・ 化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること〕
⑦新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付け 〔・ 輸出や加工・業務用に適する品種として都道府県等の普及指針等において推奨されている品種を新たに作付すること〕
⑧排水対策	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕 〔・ 上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと〕
⑨新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 〔・ 当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は 当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること〕
⑩新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや可変施肥機等の新規の活用 〔・ 当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること〕
⑪土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 〔・ 除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）〕

▽ 高収益作物（野菜・果樹等）

取組メニュー	取組内容・取組基準
⑫畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去 〔・ 交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること 〕
⑬均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑭ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 〔・ 局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと 〕
⑮ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 〔・ バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと 〕

▽ 子実用とうもろこし

※ 品目毎に**3つ以上**選択してください

取組メニュー	取組内容・取組基準
①排水対策	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、耕うん同時畝立て播種 〔・上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと〕
②均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
③堆肥の利用	家畜排せつ物の堆肥の利用 〔・畜産農家から供給される堆肥の利用〕
④農薬によらない 病虫害対策	耕種的防除等の取組 〔・病虫害抵抗性品種の利用、前作の作物残渣の撤去、病虫害の発生源となる雑草の除去等の耕種的防除のうち、いずれかに取り組むこと〕
⑤生物農薬の活用	有害生物の防除に生物農薬（ＢＴ剤）の活用
⑥難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法によるイチビ、アレチウリ、ワルナスビ、帰化アサガオ類等の難防除雑草の防除 （薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外）
⑦化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 〔・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること〕
⑧化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 〔・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること〕
⑨カビ毒の低減	カビ毒の原因となる病虫害の防除とカビ毒の検査の実施 〔・病虫害の適切な防除（化学的防除・耕種的防除、乾燥・貯蔵カビ毒の検査を行うこと〕
⑩新たに実施する農業機械 の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 〔・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は 当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること〕
⑪新たに実施するスマート 農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 〔・当年度に新たにロボット、ＡＩ、ＩｏＴなどの先端技術を活用した スマート農業機器・システムを使用すること〕
⑫土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 〔・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）〕
⑬畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去 〔・交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること〕
⑭ほ場由来の温室効果ガス の削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 〔・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと〕
⑮ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 〔・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと〕
⑯新品種の導入	子実用とうもろこしに適した新品種の作付け 〔・都道府県、研究機関、種苗会社等において子実用とうもろこし向けに 推奨されている品種を新たに作付すること〕

品目毎に、都道府県農業再生協議会が地域特認メニューを設定することも可能。

Q & A

Q1. 低コスト生産等の取組について、前年度の本事業と異なる点はあるのでしょうか？

→ 会計検査院からの「低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること」との指摘を踏まえ、事業をより効率的かつ適切に実施するため、低コスト生産等の取組メニューの見直しを行っていますので、2～7頁の「低コスト生産等の取組メニューについて（畑作物産地形成促進事業）」をご確認ください。

Q2. 低コスト生産等の取組を行った根拠書類として、どのようなものが必要ですか？

→ 取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）及び当該取組に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）が必要です。また、これらの根拠書類で、取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等が特定できることが必要です。

Q3. 低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのですか？

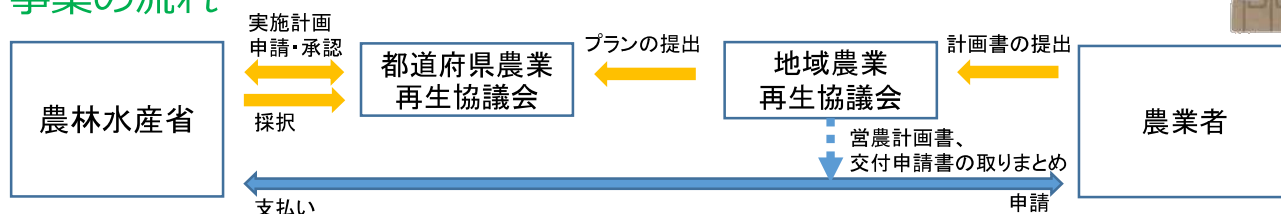
→ 補正予算の成立日（令和6年12月17日）以降の令和7年産（基幹作）の取組が対象になります。

Q4. 農業者はいつまでに何を、どこに申請すれば良いのですか？

→ 農林水産省の締切は令和7年3月10日としておりますが、地域毎の具体的な申請受付時期・締切はそれぞれ異なります。農業者の皆様には地域農業再生協議会に低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結んでいる実需者名などを記載した計画書を提出していただきます。



事業の流れ



その他

- ・ 本パンフレットは、支援対象となりうる農業者の皆様に支援内容を速やかにお知らせすることを目的として作成したものです。
- ・ 本事業は、申請内容を踏まえて審査の上、**予算の範囲内で支援対象となる地域農業再生協議会が決定される交付金**です。

お問合せ先

北海道農政事務所 生産支援課

☎ 011-350-7658

東北農政局 生産振興課

☎ 022-221-6169

関東農政局 生産振興課

☎ 048-740-0408

北陸農政局 生産振興課

☎ 076-232-4302

東海農政局 生産振興課

☎ 052-223-4622

近畿農政局 生産振興課

☎ 075-414-9020

中国四国農政局 生産振興課

☎ 086-224-9411

九州農政局 生産振興課

☎ 096-300-6216

内閣府沖縄総合事務局 生産振興課

☎ 098-866-1653